明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（**外務**一八六）
○アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（**同**一八七）
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（**同**一八八）

告　示

○外務省告示第百八十六号

先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件（平成十四年四月外務省告示第八十二号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

（別表）

次のとおり改正する。

21．削除

○外務省告示第百八十七号

アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件（平成十四年一月外務省告示第十号）の別表の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

別表の17．を次のように改正する。

（別表）

次のとおり改正する。

17．削除

○外務省告示第百八十八号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十五年第八十二号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十四年十一月二十五日、平成二十五年二月二十一日、二十二日、二十五日、三月十二日、十三日、十五日、十八日、十九日、二十三日及び四月十六日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八九号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十五年五月二十四日

外務大臣　岸田　文雄

別表の175．、200．、268．、308．、347．、379．、381．、384．、385．、444．及び537．を次のように改正する。また、631．、632．、633．、634．、635．及び636．を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する団体】

175．アルイティハード・アルイスラミヤ（AIAI）

AL-ITIHAAD AL-ISLAMIYA／AIAI

旧称：不明

所在地：不明

国連制裁委員会による指定日：2001年10月6日（2007年12月21日、2011年12月13日及び2013年3月18日に改訂）

その他の情報：ソマリアとエチオピアにおいて活動していると報告されている。2012年2月にアイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ（158．に指定した個人）によってアル・カーイダ（166．に指定した団体）の支部として認められたハラカト・アル・シャバーブ・ムジャーヒディーン（アル・シャバーブ）に合併した。ソマリア及びエリトリアに関する安全保障理事会決議1844（2008年）において定められた制裁措置の対象にも指定されている（参照www.un.org/sc/committees/751/index.shtml）。指導部にはハッサン・アブドゥッラー・ヘルシー・アル・トゥルキー（444．に指定した個人）及びハッサン・ダヒル・アウェイス（268．に指定した個人）がいる。AIAIはアル・ハラマイン・イスラム財団（ソマリア）(287．に指定した団体）を通じて資金を得ている。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。